

入寮のしおり

(入居・お試し入居)



十日町市藤倉ハウス

〒942-1429 十日町市松之山藤倉 190 番地 11

藤倉ハウス利用のしおり

藤倉ハウスの利用にあたっては、自律性と協調性を重んじ、他人に迷惑をかけることなく健康で明るい生活をするよう努力する。

I 寮生活の日課

1 寮生活の日課時限

時刻	日課	時刻	日課
6時30分	起床、寮内清掃、身支度	16時02分	} 下校（帰寮） ※まつのやま学園よりスクールバス
7時15分	朝の集い 朝食 【休日も同様】	17時02分	
		17時54分	
7時43分	登校 ※最寄りのバス停よりスクールバス 昼食【休日：12時～】	18時30分	夕べの時間 夕食兼ミーティング 【休日も同様】 学習・自由時間 ※21時までに各自入浴を済ませる
		22時00分	消灯・就寝

2. 朝の集い・夕べの時間

(1) 朝・夕とも1Fコミュニティホールで行い、各寮生の状況報告や諸連絡を行う。

(2) 朝の集い

- ①挨拶、生活運営管理人・夜間管理人からの諸連絡
- ②健康観察（体温測定・体調確認）
- ③行動記録簿に記入

(3) 夕べの時間（ミーティング）

- ①健康観察
- ②ハウスマネージャーからの諸連絡等
- ③行動記録簿に記入

3 食事

(1) 食事は所定の時間内に済みます。

- (2) 食事前には必ず手を洗う。
- (3) 食卓に着き、食事開始は当番の合図で一斉に「いただきます」と言って静かに食事する。
- (4) 残飯は所定の容器に入れ、食器は種類別に整理して返却する。
- (5) 部活動などが延長され遅れが予想されるときは事前に申し出る。

4. 自由時間

- (1) 自由時間は自己の向上を目指して有意義に過ごす。
- (2) 相談はつとめて自由時間に行なう。
- (3) 他室へ入室はしない。入室する場合は、ハウスマネージャーへの許可を必要とする。
- (4) テレビ鑑賞は自由時間内とする。
- (5) 洗濯は原則自由時間内とする。また、洗濯物を干す場合は室内及び指定の場所とする。

5. 学習時間

- (1) 学習時間は各教科の予習復習などの学習を行う。
- (2) 学習は自室またはコミュニティホールで行う。
- (3) 学習時間の延長は内容により許可する。また、中学部にあつては学習時間の延長も可能とする。

6. 週末等の休日

- (1) 学校や地区の行事を優先しながら各自の過ごし方をハウスマネージャーに申告し、寮全体で把握する。
- (2) 季節に応じた寮での生活をみんなで工夫し、充実したものとする。

7. 休寮日

長期休業は、原則として休寮日とし自宅に帰省すること。ただし、課外活動等の状況により調整する。

Ⅱ スタッフ体制

1. 藤倉ハウスタッフ

- ・ハウスマネージャー … 総括、指導、心身の健康管理、渉外を担当
- ・生活運営管理人 … 食事の提供、衛生管理を担当
- ・夜間管理人 … 宿直、施設管理を担当

※夜間は基本的に1名で児童生徒の安心安全を見守る体制を整える。

Ⅲ 共同生活の基本ルール

1. 礼儀

- (1) 平素から礼儀の実践につとめ規律ある生活ができるよう努力する。
- (2) 来客に対しては挨拶を励行する。
- (3) 寮内は常に相手のことを考え、静かな寮生活を心がけて行動する。
- (4) 児童生徒間であっても言葉遣いに注意する。

2. 自室管理

- (1) 常に室内の整理整頓に努め、清潔に保つよう心掛ける。
- (2) 自室に特別な設備の設置又は変更を加えてはならない。
- (3) 自室以外での就寝は禁ずる。
- (4) 居室内での電熱器具および火気の使用については厳禁とする。ただし、電気毛布・電気アンカなどについては、体質や体調不良による特別な事情がある場合は認める場合がある。
- (5) 室内の保全につとめ、万一破損した時は直ちにハウスマネージャーへ届け出る。
- (6) 室内外に「貼り紙」、「落書き」、「破損行為」は絶対にしない。やむを得ない場合を除き、器物の破損は部屋の使用者(入居者)が弁償するものとする。
- (7) 部屋の鍵はハウスマネージャーが管理する。各部屋の外鍵は用いないものとする。

3. トイレの使用

- (1) 備え付けのトイレットペーパー以外のものは絶対に使用しない。また、無駄遣いの無いように心掛ける。
- (2) 使用後は水を流し、汚れた場合は必ずきれいに水洗いをする。
- (3) 便器内にガム等、異物を投入しない。

4. 入浴(浴室)

- (1) 入浴前に身体をよく洗ってから浴そう内に入る。
- (2) 浴そう内にタオルを入れない。
- (3) 浴そう内では絶対に身体を洗わない。
- (4) 節水、節電に心掛け、無駄な湯水は使用しない。
- (5) 長時間の身勝手な入浴はしない(入浴時間の厳守)。
- (6) 浴室での洗濯は行わない。
- (7) 病気治療の為、指示のあった者は入浴してはならない。
- (8) 浴室から脱衣室へ移動する際には、水気を十分にふき取ってから上がる。
- (9) 入浴後は浴室を簡単に掃除し、換気する。

5. ゴミの分別処理

- (1) ゴミは可燃物と不燃物に分別し、1F廊下に設置してあるゴミ箱に入れる。
- (2) 不燃物はプラスチック、スチール缶、アルミ缶、ペットボトルなどに分別する。

6. 外出

- (1) 帰寮後の外出は原則として禁止とする。やむを得ない場合は、事前に許可を得る。
- (2) 休日の外出は届けをもって実施できる。ただし、門限を18時とする。
- (3) 外出が認められた場合、外出や帰寮の際にはハウスマネージャー等に報告を行う。

7. 外泊・帰省

- (1) 外泊は原則として許可しないが、学校行事や地域行事等で外泊が必要な場合は除く。
- (2) 帰省について
 - ・帰省中も寮生活の規律に従って生活するように心掛け、健康管理に十分注意する。
 - ・事故などにより帰寮できない場合および、遅延する時には速やかに保護者が連絡する。
 - ・帰寮後は正規の日課に従う。

8. 冷暖房について

- (1) 暖房は原則として11月～4月の間、23℃以下で使用する。
- (2) 冷房は原則として7月～9月の間、28℃以上で使用する。

※なお、寮内の気温により、冷暖房を上記の期間以外にも認める場合がある。

9. スマートフォンの使用

- (1) スマートフォンの使用は、『まつのやま学園メディア利用のきまり』を必ず守る。
- (2) 自宅への連絡は自由時間に自室にて行い、自室以外での使用は禁止とする。
- (3) 21時から翌日の帰寮時間まで、全てのスマートフォンをハウスマネージャー等に預ける。
- (4) (2)、(3)に違反した場合は、スマートフォンをしばらく預かるなどの指導措置を行う。

IV 寮への持込品

1 備付けの備品等

個人備品	ベット（木製）、マットレス、マットレスパッド、学習机（木製）、イス、折りたたみミニテーブル、ラグ・カーペット、LEDスタンド、冷暖房エアコン、衣装ケース3個、ごみ箱、収納スペース
共用備品	ドラム式洗濯乾燥機2台、テレビ、食器類、ヘヤードライヤー、冷蔵庫

インターネット環境	WiFi 完備
-----------	---------

2 必要な持込品（持込品には必ず氏名を書いてください。）

寝具	掛布団、毛布、枕（枕カバーの色、形、寸法などは自由です）、ボックスシーツ ※ベッドのサイズは横幅1m、縦約2m
衣類	制服、普段着（他人が不快な思いをしない服装であること）、パジャマ、靴下・下着類、防寒着など
日用品	洗面用コップ、傘、洗濯カゴ、洗濯用洗剤、運動靴、内履き（スリッパ等）、目覚まし時計、体温計、風邪薬・頭痛薬などの常備薬、タオル、ハンカチ、洗面用具一式（シャンプー・石鹸等）、マスク、ティッシュペーパー、雑巾、冬季は長靴（スノーシューズ等）
その他	保険証、印鑑（本人の認印） ※マネージャーが管理する。

3 任意持込品

ヘッドライナー	消音タイプのもの
---------	----------

※その他個々の理由で生活上必要なものは相談すること。

4 持込禁止品

<p>① ゲーム機、テレビ、パソコン、冷蔵庫、オーディオ製品等、楽器類、熱を発する家電製品（電気ポット、電気ストーブ、電気コタツ、アイロン等）</p> <p>② ペット、動物</p> <p>③ 人に危害を加える恐れのあるもの（カッターナイフ等危険物）</p> <p>④ ※冬季の電気毛布・電気アンカの使用について</p> <p>原則として電気ストーブと同じ電気暖房器具の持ち込みは禁止であるが、体質や体調不良による特別な事情がある場合は、使用願いの提出により12月～3月までは使用を認める。</p> <p>【使用許可条件】</p> <p>使用前に使用願いをハウスマネージャーに提出し、許可を得る。（使用電力を確認する）</p> <p>条件を満たしていてもコンセントの抜き忘れ等、違反があれば使用を禁止する。また、利用者が多くなり、寮の電気容量が不足する場合は使用を禁止する場合があります。</p>

V 必要な経費

1. 使用料等

- (1) 寮の使用料等は、別表に定めるとおりとする。
- (2) 月の途中において入所し、または退去した場合における当該月の使用料（入寮金及びお試し入居に係る使用料を除く。）は、日割りにより計算した額とする。この場合において、1円未満の端数は、これを切り捨てる。

【別表】

区分		使用料等	備考
入居	使用料	月額 75,000 円	
	入寮金	30,000 円	入居時 1 回のみ徴収
お試し入居	使用料	1 泊 2,500 円	

2. 使用料等の納付

- (1) 使用料は、毎月送付する納付書により月末までに納付する。
- (2) 入寮金は入居時 1 回のみとし、送付する納付書により期限までに納付する。また、お試し入居の使用料にあつては、使用后において使用日数により計算し、送付する納付書により期限までに納付する。

VI その他

1. 入居許可の取消し、寮使用の停止

「十日町市藤倉ハウス条例」、「十日町市藤倉ハウス条例施行規則」の規定により、入居許可の取消しや寮の使用を停止することがある。

- (1) 入居の許可の取消し
 - ・藤倉ハウスの条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
 - ・十日町市区域外就学制度の対象者でなくなったとき。
 - ・使用料及び入寮金を 3 か月以上滞納したとき。
 - ・市長が必要があると認めるとき。
- (2) 寮の使用の停止
 - ・学校において予防すべき感染症の診断を受けたとき。
 - ・寮の生活規律を乱したとき。
 - ・市長が必要があると認めるとき。+

2. 健康管理

- (1) 病気などによって学校を欠席または遅刻する必要がある場合には、当日「朝の集い」時に生活運営管理人に申し出る。

- (2) 病気またはケガなどにより学校から早退する場合は、学校から連絡を受けたものに限る。
- (3) 病気やケガ等で医療機関へ搬送する場合は、保護者への連絡後、最寄りの医療機関へ引率する。
- (4) コロナウイルス、インフルエンザなど他人に感染する病気等の場合は、学校の指示に従う。(保護者に電話連絡し、保護者に来てもらうことがある。)

3. 傷害の保障

各保護者の任意の一般損害保険への加入。

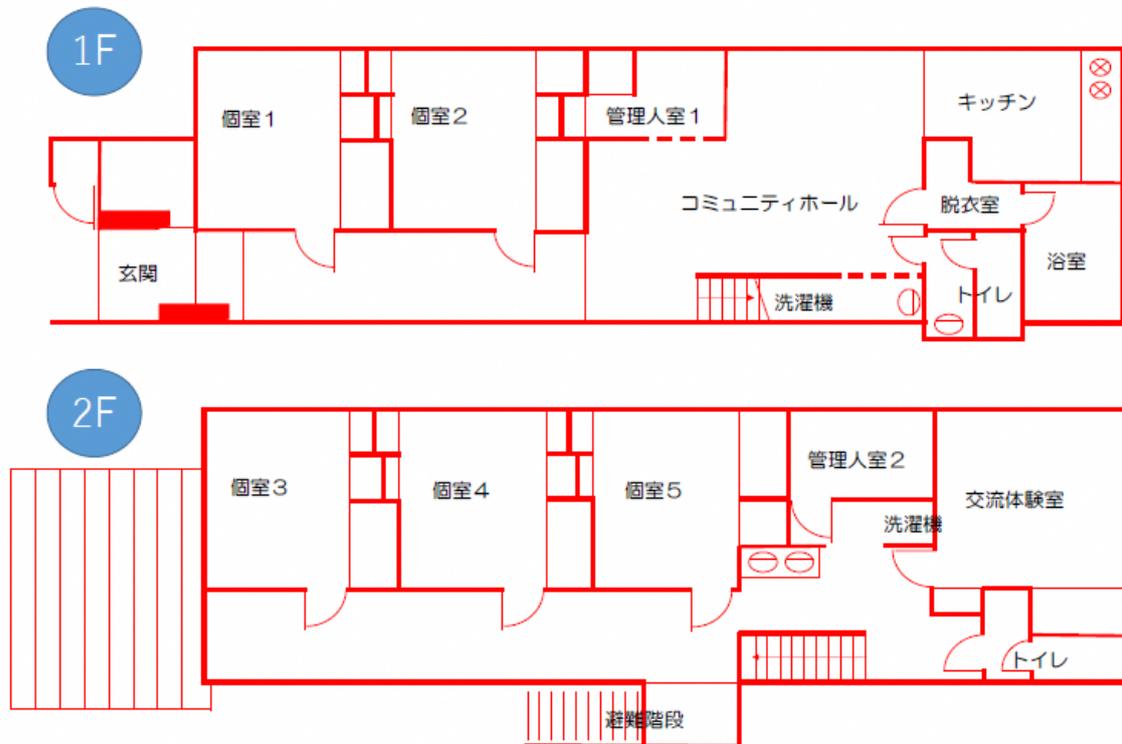
4. 寮カウンセリングについて

困りごと、悩みごとなど各種の相談にはハウスマネージャーがいつでも応じる。

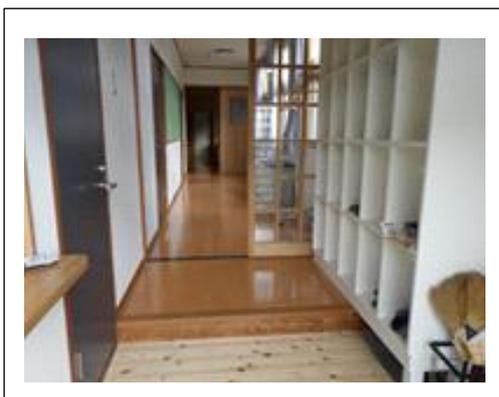
5. 物品紛失、盗難の予防

- (1) 各人の持ち物には必ず所定の場所に名前を記入する。
- (2) 他人のものは無断で使用しない。特に生徒間の金銭の貸し借りは厳禁する。
- (3) 靴、上履きなどは必ず所定の下足箱に整理して入れる。
- (4) 公用器具物品の無断持ち出し・使用は禁止する。
- (5) 他室への無断立ち入りはしない。
- (6) 金銭の所持については紛失盗難予防のため高額な金額はハウスマネージャーに預け、必要に応じて出金すること。
- (7) 公共の器物を紛失、破損した場合は弁償しなければならない。
 - ・各自が使用する部屋の破損は、使用者の責任となる。破損があったら速やかにハウスマネージャーに報告する。
 - ・壁面やロッカー扉などにポスターを貼ることを禁止する。
- (8) 必要に応じて、各部屋の使用状況をハウスマネージャーが点検することがある。
- (9) 自宅からの荷物(日用品や食品)は受け取り可能とする。ただし、必要過多にならないように留意すること。

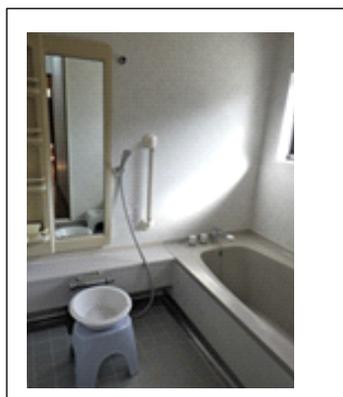
◇藤倉ハウス平面図◇



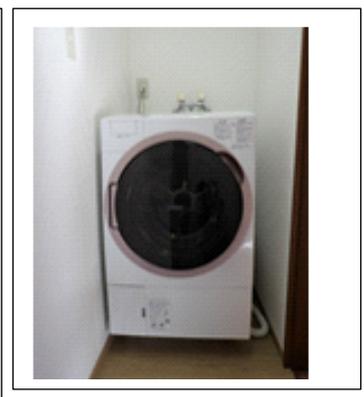
- 【1階】 個室①・②、コミュニティホール、キッチン、浴室（浴槽、シャワー）、洗面所、トイレ（洋式1）、ランドリー（乾燥機付き洗濯機1台）、管理人室
- 【2階】 個室③・④・⑤、交流体験室、洗面所、トイレ（小便器1、洋式1）、洗面所、ランドリー（乾燥機付き洗濯機1台）、管理人室



玄 関



浴 室



洗濯機

十日町市藤倉ハウスに関するお問い合わせ
 十日町市松之山支所地域振興課 025-596-3131（地域振興係）
 十日町市藤倉ハウス 025-594-7676